

令和6年度宮城県水道基盤強化計画策定に向けた検討推進業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度宮城県水道基盤強化計画策定に向けた検討推進業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月28日まで

3 委託業務の目的

宮城県では、令和元年度から進めてきた水道広域化に関する各種検討を経て、令和5年3月に宮城県水道広域化推進プラン（以下「プラン」という。）を策定した。プランには、広域化の推進方針や当面の施策等を掲げ、より具体的な内容については、水道基盤強化計画に引き継がれることとなっている。

令和5年度は、水道基盤強化計画の策定に向けて状況の整理を行いつつ、具体的な広域化事業の創出に向けて取組を進めたところである。

その結果、県内水道事業者においては、水道広域化の機運が高まっており、委託業務の共同発注や緊急時連絡管の運用を含めた相互連携協力体制の確立など、比較的取り組みやすいところから着手する形で、将来に向けた基盤強化が進展しつつあるが、その具体化及び新たな取組の創出に向けては継続的な支援が必要な状況である。

以上のことから、令和6年度は、水道基盤強化計画を充実したものとするため、引き続き県内水道事業者の取組の具体化に係る支援を行う。

4 業務対象事業者

宮城県企業局及び県内34事業者

5 業務内容

「3 委託業務の目的」を達成するため、以下に掲げる内容を含む業務の企画提案を行う。

【参 考】



※宮城県水道広域化推進プランにおける推進体制

(1) 広域連携検討会の開催支援

受注者は、水道広域化における取組の連携や、県内水道事業者とのスケジュールの共有等を目的に開催する「広域連携検討会」の資料調整等の支援を行う。なお、会議の設置・開催・進行は発注者が行う。

(2) 機能別検討部会の開催支援

受注者は、テーマごとの取組検討を行う「施設統廃合検討部会」、「経営の一体化等検討部会」、「共同発注・システムの共同化・官民連携・ICT推進等検討部会」の資料調整等の支援を行う。

会議においては、水道広域化に係る更なる議論推進のため、時機に即したテーマの情報収集・調査・整理や、広域化による効果算定、実現までのロードマップを作成する。なお、会議の設置・開催・進行は発注者が行う。

(3) 個別研究会の開催支援

受注者は、(2)の機能別検討部会等での議論等を踏まえ、水道事業者間で一定の合意が得られた取組を実現するため、個別研究会の資料調整等の支援を行う。

個別研究会では、受注者はテーマごとに情報収集・調査・整理等を行い、(2)より更に精緻な効果算定やロードマップ作成する。なお、会議の設置・開催・進行は発注者が行う。

(4) 広域連携検討会、機能別検討部会及び個別研究会の開催支援に係る共通事項

(1)から(3)までの会議等の開催にあたり、受注者は会場の調整及び議事録の作成を行う。また、学識経験者等や講師の招聘が必要となる場合は、その選定、謝金・旅費の支出等、一切の業務を受注者が行い、候補者選定の際は事前に発注者と協議する。

(5) 機能別検討部会及び個別研究会の開催支援に係る共通事項

(2)及び(3)の会議等の開催にあたり、受注者は、過年度の検討結果等も活用するとともに、他都道府県の先進的・効果的な取組の調査を行い、それらに係る本県の状況を分析した上で、上水道のほか、下水道も含めた広域化を視野に入れた具体的な施策等を提案する。なお、他都道府県現地調査を行う場合、調査先の選定や日程調整は受注者と発注者が協議の上決定し、受注者及び県内水道事業者等の参加者への旅費の支出等業務は受注者が行う。

また、広域化を支援するにあたり、県内の市町村等水道事業者が実施している各事業の進捗状況や広域化の検討状況について、発注者によるヒアリング結果等を踏まえて課題を整理し、広域化に向けての支援方針を取りまとめたカルテ及び広域化検討図等を作成する。

(6) 水道事業者向け研修会の開催支援

水道基盤の強化にあたっては、アセットマネジメントの精緻化や水安全計画、災害に備えた各種計画の策定等が必要であることから、受注者は、発注者と協議の上テーマを設定し、計画策定の必要性や期待される効果の認識や、具体的な手法等を理解するために研修会を開催する。また、計画策定に苦慮している水道事業者に対しては、伴走支援として、個別アドバイザーの派遣を行う。

(7) 水道に関するDX技術展示会の開催支援

県内の市町村等水道事業者が水道に関する最新のDX技術を学ぶとともに、民間事業者と意見交換を行うため、展示会を開催する。受注者は、開催にあたり、展示会の企画・運営、出展者との調整、参加する水道事業者への案内、会場の確保を行う。

【対応想定回数等】

	名称	対象	想定回数	想定規模	想定時間	有料会議室の手配
(1)	広域連携 検討会	水道事業者等、庁内関係部署	2回	50名	2時間	なし
(2)	機能別検討 部会	参加を希望する水道事業者等 【現時点での想定テーマ】 ・スマートメーター等資機材や消耗品等の共同発注 ・衛星漏水調査の共同発注	3回以上	50名	2時間	2回以上
(3)	個別研究会	機能別検討部会等を通じて合意が得られた水道事業者等 【現時点での想定テーマ】 ・衛星漏水調査の共同発注 ・営業事務の共同委託 ・緊急時連絡管の運用 ・災害時相互協定等	8回以上	50名	2時間	3回以上
(4)	学識経験者又は講師の招聘	水道事業者等 (1)～(3)の会議開催に併せ、課題解決手法や業界動向などを学ぶために学識経験者等による講義実施	2名×2回以上	50名	2時間	なし
(5)	①先進地調査 ②カルテ作成	①水道事業者等 ②県内市町村等水道事業者	①4箇所以上 ※現時点の想定 ・福岡県及び大分県 ・山口県及び広島県 ②-	①各回8名程度 ②-	①いずれも1泊2日 ②-	①②なし

(6)	①研修会 ②アドバイザー派遣	希望する水道事業者等	①2回以上 ②1事業者 (1回程度)	①70名 ②2名	①2時間 ②4時間	①2回以上 ②なし
(7)	D X 技術の展示会 (意見交換会)の開催	D X 技術を有する民間事業者及び水道事業者等	1回	民間事業者及び水道事業者 100名	1日(終日)以上	1回

(※) 対応想定回数等は、進捗等に応じて変更になる可能性がある。

(8) 効果的な取組提案

受注者は、「3 委託業務の目的」を達成するため、効果的な取組について、独自で提案を行う。

(例) 県内の市町村等水道事業者におけるアセットマネジメントの導入又は精緻化を個別具体的に支援する取組 等

<参考>これまでの取組経緯

- ・令和元年度 県内全水道事業者の現状把握・現状分析・将来推計の実施
多様な形態の広域連携シミュレーションを例示的に実施しその効果を検証
- ・令和2年度 経営課題や広域連携に係る認識の共有を通し、「エリア別連携の方向性」を整理
具体的な連携の意向を有する水道事業者の支援(詳細シミュレーションの実施など)
「本県における広域連携の姿」の提案
- ・令和3年度 「エリア別連携の方向性」に基づく具体化検討
これまでの議論を基に、「宮城県水道広域化推進プラン」の骨子案策定
- ・令和4年度 具体的取組内容及びスケジュールを作成し「宮城県水道広域化推進プラン」を策定
- ・令和5年度 策定したプランを基に具体的な取組を進め、水道基盤強化計画の策定方針を策定

6 報告

受注者は、発注者の求めに応じ、業務の進捗状況を報告するほか、全業務終了後には成果品を作成し、発注者に最終報告を行う。

7 成果品

- (1) 業務報告書100部(紙媒体)及び電子データ一式
A4版で製本して納品する。記載内容は発注者との協議の上、決定する。
- (2) 業務報告書(概要版)100部(紙媒体)及び電子データ一式
業務報告書の概要をA3版1~2ページに要約し作成する。記載内容は発注者と協議の上、決定する。
- (3) 各業務で実施したシミュレーション等分析結果3部(紙媒体)及び電子データ一式

8 宮城県環境保全率先実行計画（第4期）に基づく業務委託における環境配慮

- ・ 報告書の作成にあたって内容は可能な限りコンパクト化し、次の判断基準を満たす用紙を使用するように努めること。
- ・ ①古紙パルプ配合率70%以上
- ・ ②非塗工用紙（カラー用紙を除く）の場合、白色度70%以下
- ・ ③塗工用紙の場合、塗工量が帳面で30 g / m²以下
- ・ ④再生利用しにくい加工を施さないこと
- ・ 自動車を使用する場合は、適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めるとともに、駐車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。

9 暴力団等の排除について

受注者に対する契約解除について受注者が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行。以下「排除要綱」という。）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

再委託者の契約解除要求について受注者は、排除要綱別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部または一部を下請負させ、もしくは受託させてはならない。

また、この契約の下請負もしくは受託させた者が排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請負等の解除を求めることがある。

不当要求等に関する措置について

- ・ ①県が発注する建設工事において、暴力団による不当要求または工事妨害を受けたときは、速やかに所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。また、受注者の下請負人または再受託者が暴力団員による不当介入を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。
- ・ ②前号により所轄警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。
- ・ ③暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが発生する等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

10 ウィークリースタンス等の推進

本業務は受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、業務を進めていくこととする。

詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html>)

1 1 その他

- (1) 5 (2) 及び (3) の検討に際して必要になる過年度の検討結果等については、発注者から提供する。
- (2) 受注者は、本業務の成果品について、発注者の承諾を得ずに公表及び貸与等をしてはならない。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならず、業務を終了した後も同様とする。
- (3) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- (4) 委託期間終了日から1年以内に、本業務の成果品及び各種提出資料について発注者が確認・照会等を行った場合、受注者は誠実に対応する。また、成果品等に瑕疵があった場合は、発注者と協議の上、受注者は無償かつ速やかに是正措置を講ずる。
- (5) 業務内容については、水道事業者との調整・検討の結果等に応じて、受注者と協議の上、変更することがある。
- (6) 本業務に係る文書や資料等は、原則として、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint で作成する。
- (7) 本仕様に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定める。
- (8) 本業務は、本仕様書のほか、「共通仕様書（宮城県土木部）」に基づき実施するものとする。
- (9) 契約金額には、本業務に係る全ての経費を含むものであること。
- (10) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定すること。
- (11) 業務にあたっては、発注者と十分に連絡をとり実施すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、受注者自ら取得し、又は作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第 16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。